

**令和 8 年度
高松市立小・中学校 ICT 支援員
業務委託仕様書**

高松市総合教育センター

この仕様書は、高松市が実施する「ICT 支援員業務」の内容及び受注者が本業務履行において、特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受注者はこの仕様に定める事項について内容を十分に理解したうえで、確実に本業務を履行しなければならない。

なお、「4 委託内容」以下については、本業務の実施状況等から改善が必要と本市が認める場合は、受注者と協議して変更することがある。

1 委託期間

(1) 準備期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(準備期間について)

4 月以降に業務を円滑に遂行できるよう、学校 ICT 活用支援方針の作成等、総合教育センター や学校と連携を図りながら、準備を行う期間とする。

準備期間中に、総合教育センターと支援業務の打合せを行うほか、小・中学校に ICT 支援員が出向き、ICT 活用状況の把握や運用方法の確認を行うこと。なお、当該期間における委託料は発生しない。

2 対象拠点

別添参照

※年度末は、高松市総合教育センターでの支援作業を依頼することがある。

3 ICT 支援員に期待すること

(1) 児童生徒の情報活用能力の育成

(2) 教職員の ICT 機器操作スキルの向上

(3) 教職員の授業改善を目的とした ICT 活用指導力の向上

(4) ICT 機器の不具合対応・メンテナンスや準備等、教員の負担軽減

4 委託内容

市内小・中学校において、次に掲げるICT活用支援業務（従事するICT支援員の指導・研修・管理等を含む。）及びその運営の一切の業務。

（1）訪問回数及び訪問日等

- ア ICT支援員15名以上の体制を用意すること。
- イ 1校あたり、1か月に3回以上訪問を行うこと（離島の学校及び分校は小・中合わせて1回としてもよい。）。
- ウ 訪問日は、原則として月曜日から金曜日の学校開庁日（祝日、年末年始、学校閉庁日は除く。）とする。
学校の長期休業中の訪問日については、総合教育センター及び学校と協議すること。
- エ 訪問時間は、原則として、1日8時間（7時間勤務、休憩1時間）とし、具体的な時間については、総合教育センター及び学校と調整のうえ、決定する。
- オ 原則として、訪問は1日1校とする（学校規模や活用状況に応じて柔軟に変更する。）。
- カ 翌月の訪問予定日を、総合教育センター及び学校と調整のうえ、月末10日前まで決定すること。
- キ ICT支援員は、担当校制とし、原則、各校同一人物が訪問すること。ただし、勤務体制により複数人で担当することも可とするが、引継事項等は確実に行うこと。
- ク やむを得ない事由により、訪問予定日に訪問できない場合は、速やかに総合教育センター及び学校に連絡して、代替日などを調整すること。

（2）ICT支援員による支援業務

① 授業支援

- ア 本市が導入した、GIGA端末内の学習支援ツールを積極的に活用した授業支援
- イ 授業開始前のICT機器等の設定、動作確認及び設置等の授業準備支援
- ウ ICTを活用した教材、他校の実践事例の紹介、ICTを活用した授業提案
- エ 授業で使用するワークシート、教材等の作成支援
- オ 授業中のICT機器等の操作支援（教職員及び児童生徒）
- カ ICT機器やアプリケーションに関する取扱説明書の作成支援
- キ プログラミング教育に関する授業支援
- ク デジタル教科書（学習者用・指導者用）を活用できるようにするための支援
- ケ オンライン配信（授業）実施の支援
- コ 情報モラル・セキュリティ教育に関する授業の提案や支援

② 研修支援

- ア 授業等におけるGIGA端末の活用促進に向けた、ハードウェア・ソフトウェアの校内研修会の企画、準備、実施支援

イ 他校での効果的な教育実践を共有し、自校で活用できる研修の実施支援

③ 障害対応支援

ア ICT機器の障害が発生した場合の一次対応及び現象切り分け

イ 障害の症状を的確に保守業者や総合教育センターへ伝えるトラブル対応支援

ウ 原因が判明している簡易なICT機器の不具合に対する処理

(3) 管理業務

ア 受注者は、ICT支援員が十分に学校の支援を行えるよう、ICT支援員業務統括責任者（以下、「統括責任者」という。）を1名設けること。ICT支援員とは別であることが望ましい。

イ 統括責任者は、学校でのサポート業務経験があり、かつ、ICT支援員能力認定試験及びGoogle認定教育者試験合格者であること。

ウ 統括責任者は、全体を統括するコーディネータ的な役割を果たし、ICT支援員が十分に学校支援を行えるよう、また、ICT支援員全員が均一の業務レベルになるよう、ICT支援員の管理、業務状況の把握、指示、指導、助言等を行うこと。

エ ICT支援員が本業務を行うにあたり必要な技能を習得させるため、研修等必要な教育を行うこと。

オ 月1回程度、支援内容や各校の活用状況について共有すること。

カ 活用状況に応じ、軽重のある柔軟な支援体制の編成・計画を適宜作成すること。

5 ICT支援員の要件及び配置

ア ICT支援員は、ICT支援員能力認定試験合格者、又は同等の知識及び技術を有すること。

イ ICT支援員の体制について、最少人数の4分の1以上は、ICT支援員能力認定試験及びGoogle認定教育者試験合格者を配置すること。また、最少人数の2分の1以上は、学校でのサポート業務経験を有する者を配置すること。

ウ ICT支援員は、以下の内容を含めた研修を、本業務従事前及び本業務従事期間中に修了するとともに、必要に応じてOJTや社内研修、自己研修を行うこと。

- ・ ICTの技術に係る基本知識（ネットワーク、本市が使用しているアプリケーション（「【参考】高松市の市立小・中学校のICT環境等」参照）等の利用方法等）
- ・ 学習指導要領等の教育的知識に関する研修
- ・ 情報セキュリティ
- ・ 著作権、個人情報に関する研修

エ ICT支援員は、教職員や児童生徒と関わっていくうえで、教職員の伴走者的立場として、適切なコミュニケーション能力を持ち合わせていること。

オ ICT支援員は、学校現場で業務を行う際、児童生徒の規範となるような言葉遣いや身なりに注意を払うこと。

カ 委託期間中に途中でICT支援員が交代する場合は、速やかに総合教育センターに

連絡し、今後の対応について協議すること。

6 事業実績報告書等の提出

ア 受注者は、月ごとに業務の実施状況を「実績報告書（月例報告書）」により、翌月

10 日までに総合教育センターに提出すること。

イ 総合教育センターと連携して、教職員を対象とした ICT 支援員の業務に係るアンケートを年に 1 回以上行うこと。

7 その他

(1) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。

(2) 受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後においても同様とする。

(3) 本業務に要する経費（事務用品、消耗品、移動に要する車両及び費用等を含む。）は、全て受注者の負担とする。ただし、校内で使用する端末及びアカウントは本市が用意する。

(4) 移動の際に事故等があった場合は、受注者の責任において一切の処理を行うとともに、本業務の従事中に事故等が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。

(5) 受注者の瑕疵により、学校の ICT 機器等に故障等の損害を与えた場合は、受注者が当該機器の修繕等に係る経費を負担すること。

(6) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。

(7) 提供されるコンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵害するものではないこと。また、本調達で作成された成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。

(8) 疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

【参考】高松市の市立小・中学校の ICT 環境等

- ・ GIGA 端末…Chromebook
- ・ 校務用端末…Windows 端末
- ・ 教育用端末…Windows 端末
- ・ オフィスソフト…Microsoft Office、Google Workspace
- ・ 学習支援ツール…Googleclassroom、Canva、AI 型ドリル
- ・ 電子黒板…全ての学年の教室及び特別教室
- ・ 指導者用デジタル教科書…小・中学校の国語、算数・数学、理科、社会、道徳、英語、保健、音楽、図工
- ・ 学習者用デジタル教科書…令和 7 年度、小・中学校で文部科学省の実証事業に参加（英語：全小・中学校（小 5・6 年、中 1~3 年）、算数・数学：約半数の小・中学校（小 5・6 年、中 1~3 年））

別添 対象拠点一覧

【小学校】

No.	拠点名	所在地
1	新番丁小学校	錦町2-14-1
2	亀阜小学校	亀岡町10-1
3	亀阜小学校みねやま分校	西宝町2-6-9
4	栗林小学校	栗林町2-10-7
5	花園小学校	花園町2-7-7
6	高松第一小学校	松島町2-14-5
7	鶴尾小学校	松並町636-1
8	太田小学校	伏石町845-1
9	木太小学校	木太町3480-1
10	古高松小学校	高松町398
11	屋島小学校	屋島西町1205-1
12	前田小学校	前田東町819-3
13	川添小学校	東山崎町207-1
14	林小学校	林町1108-1
15	三溪小学校	三谷町2173-1
16	仏生山小学校	仏生山町甲2461
17	香西小学校	香西南町703-1
18	一宮小学校	一宮町672-1
19	多肥小学校	多肥上町902-2
20	川岡小学校	川部町1552
21	円座小学校	円座町1630-2
22	檀紙小学校	御厩町816
23	弦打小学校	鶴市町374-1
24	鬼無小学校	鬼無町佐藤607-1
25	下笠居小学校	生島町345
26	下笠居小学校五色台分校	中山町1501-192
27	男木小学校	男木町165
28	川島小学校	川島東町864-1
29	十河小学校	十川西町366-5
30	東植田小学校	東植田町2008
31	植田小学校	西植田町2337
32	中央小学校	松縄町1138
33	太田南小学校	太田下町1823-1
34	木太南小学校	木太町1530-1
35	古高松南小学校	新田町甲2605
36	屋島東小学校	屋島東町942-1
37	屋島西小学校	屋島西町2469
38	木太北部小学校	木太町2613
39	塩江小学校	塩江町安原上231-1
40	牟礼小学校	牟礼町大町1560
41	牟礼北小学校	牟礼町牟礼2900-1
42	牟礼南小学校	牟礼町大町1115-1
43	庵治小学校	庵治町790-1
44	大野小学校	香川町大野1045-1
45	浅野小学校	香川町浅野3088
46	川東小学校	香川町川東上1865-8
47	香南小学校	香南町横井801
48	国分寺北部小学校	国分寺町新居1880
49	国分寺南部小学校	国分寺町福家甲3005

【中学校】

No.	拠点名	所在地
1	桜町中学校	桜町2-12-4
2	紫雲中学校	紫雲町8-25
3	紫雲中学校みねやま分校	西宝町2-6-9
4	玉藻中学校	上福岡町714-1
5	高松第一中学校	松島町2-14-5
6	屋島中学校	屋島中町295
7	協和中学校	元山町88-2
8	龍雲中学校	出作町331-2
9	勝賀中学校	香西南町565
10	一宮中学校	一宮町1185-1
11	香東中学校	円座町771
12	下笠居中学校	生島町372-1
13	下笠居中学校五色台分校	中山町1501-192
14	男木中学校	男木町165
15	山田中学校	川島東町1257-1
16	太田中学校	太田下町1800
17	古高松中学校	新田町甲190-1
18	木太中学校	木太町5059-3
19	塩江中学校	塩江町安原上231-1
20	牟礼中学校	牟礼町牟礼46-2
21	庵治中学校	庵治町691-1
22	香川第一中学校	香川町浅野1188
23	香南中学校	香南町横井801
24	国分寺中学校	国分寺町新居1131-1